

○南アルプス市エコライフ促進補助金交付要綱

平成24年3月22日

告示第25号

改正 平成24年6月26日告示第92号

平成25年2月21日告示第16号

平成27年3月24日告示第20号

平成28年3月22日告示第52号

平成29年6月21日告示第101号

令和2年2月18日告示第28号

令和3年3月23日告示第53号

令和5年3月22日告示第58号

令和8年3月17日告示第67号

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、エコライフ設備及び車両（以下「設備等」という。）を設置し、又は購入した者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備等)

第2条 補助金の交付の対象となる設備等は、別表第1の種別ごとに定める要件を満たし、かつ、新品として取得したものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表第1の種別ごとに定める要件を満たす個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自ら居住する市内の住宅に定置用リチウムイオン蓄電池又はペレットストーブ（以下この号及び次号において「蓄電池等」という。）を設置した個人又は自ら居住するため蓄電池等が附属する新築住宅を購入した個人で、本市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 市内に事業の用に供する建築物を有する個人又は法人で、当該建築物に蓄電池等を設置したもの

(3) 自ら使用する目的で電気自動車を購入（リースを除く。）した個人（個人事業主を除く。）で、本市の住民基本台帳に記録されているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税等を滞納している者（同一世帯員を含む。）

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備等を設置し、又は購入後6箇月以内に、南アルプス市エコライフ促進補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 設備等の設置又は購入費に係る内訳書（見積書）の写し及び領収書の写し
 - (2) 設置又は使用場所の案内図
 - (3) 設備等の設置前及び設置後の写真（カラー）（電気自動車については購入車のナンバープレートを含む全体写真）
 - (4) 市税等の納付状況等の確認に係る同意書（様式第2号）（他市町村からの転入の場合は、居住していた市町村の納税証明書（世帯全員分））
 - (5) 太陽光発電システムに係る電力会社との受給契約書の写し（蓄電池のみ）
 - (6) 設備等の仕様が分かるパンフレット等
 - (7) 自動車検査証の写し（電気自動車のみ）
 - (8) 割賦販売により設備等を購入した場合は、その契約に係る書面の写し
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出期限は、設備等を設置し、又は購入した日の属する年度の3月19日までとする。
- 3 第1項第1号の領収書の日付は、設備等を設置し、又は購入した日の属する年度の4月1日から当該年度の3月19日までのものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の適否を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、南アルプス市エコライフ促進補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、当該申請に基づく補助金の交付総額が予算で定める額を超えるときは、当該申請の順序により交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査により補助金を交付すべきでないと認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 申請者は、補助金の交付の決定があったときは、遅滞なく、南アルプス市エコライフ促進補助金交付請求書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、内容を確認し、申請者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（電気自動車の財産処分の制限）

第9条 第3条第1項第3号に規定する補助対象者で補助金の交付を受けたもの（以下「電気自動車補助者」という。）は、当該補助金の交付を受けて購入した電気自動車を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 市長は、次項に規定する届出事項の遵守事項を確認するため、補助金を交付した後の年度においても、電気自動車補助者に対し自動車車検証等の写しの提出を求めることができる。

3 電気自動車補助者は、別表第2に掲げる財産処分の制限期間が経過する前に当該電気自動車を売買し、贈与し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ南アルプス市エコライフ促進補助金に係る財産処分届出書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出書の提出があった場合は、その内容を審査の上、処分を承認したときは、南アルプス市エコライフ促進補助金に係る財産処分承認通知書（様式第6号）により、電気自動車補助者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により承認をするときは、電気自動車補助者に対し、交付した補助金のうち財産処分をする日から財産処分の制限期間が経過する日までの期間に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の返還を命ずるものとする。ただし、天災その他電気自動車補助者の責めに帰すべき事由によらない理由により当該電気自動車を処分する場合は、この限りでない。

6 第3項の承認を受けた電気自動車補助者は、当該承認に係る処分をしたときは、南アルプス市エコライフ促進補助金に係る財産処分報告書（様式第7号）に係る書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（協力）

第10条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じてデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

(利用状況の公開)

第11条 市長は、前条により得た情報について、個人名を除き、公表することができるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(南アルプス市住宅用太陽エネルギーシステム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 南アルプス市住宅用太陽エネルギーシステム設置費補助金交付要綱（平成22年南アルプス市告示第27号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に設置した住宅用の太陽光発電システム及び太陽熱利用システムについては、なお従前の例による。

(失効)

4 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年6月26日告示第92号）抄

(施行期日)

第1条 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年2月21日告示第16号）

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の南アルプス市地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱第5条の規定により申請のあったものは、この告示の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月24日告示第20号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（平成28年3月22日告示第52号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に設置した太陽光発電システムについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月21日告示第101号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月18日告示第28号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この告示の施行に関し必要な周知に係る準備行為は、この告示の施行の前日においても行うことができる。

附 則（令和3年3月23日告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この告示の施行に関し必要な周知に係る準備行為は、この告示の施行の前日においても行うことができる。

附 則（令和5年3月22日告示第58号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月17日告示第67号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、交付の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

種別	要件	補助対象者	補助金の額
1 定置用リチウムイオン蓄電池	太陽光発電システム（10kw未満）に接続後、同システムによる電力を充電し、放電できる蓄電池であること。	個人（個人事業主を含む。）又は法人	3万円
2 ペレットストーブ	おが粉状にした木材に圧力を加え作成した木質ペレットを燃料として使用する暖房器具であること。		5万円

3 電気自動車 (EV 車)	<p>(1) 蓄電池による電気のみで走行する自動車 (道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車であって、同法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けたもの。) であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の自家用・事業用の別欄に自家用、燃料の種類欄に電気とそれぞれ記載されていること。</p>	<p>(1) 個人 (個人事業主を除く。)</p> <p>(2) 自動車検査証に記載されている使用者が申請者と同一名義であるもの</p> <p>(3) 自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置が市内であること。</p>	10万円
----------------	--	---	------

別表第2 (第9条関係)

種別	財産処分の制限
電気自動車	4年

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

(宛先)南アルプス市長

〒

住 所 南アルプス市

申請者 氏 名

㊞

電話番号

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

南アルプス市エコライフ促進補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、南アルプス市エコライフ促進補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 設備等設置場所 南アルプス市
<住宅> 新築・既存 <事業所> 新築・既存
- 2 設置する設備等 蓄電池
ペレットストーブ・電気自動車
メーカー名及び型番・車体番号
- 3 設備等の設置及び登録日 _____ 年 月 日
- 4 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 5 設備等の設置費又は購入費 _____ 円 (税込)

添付書類

- (1) 設備等の設置又は購入費に係る内訳書（見積書）の写し及び領収書の写し
- (2) 設置又は使用場所の案内図
- (3) 設備設置前及び設置後の写真（カラー）（電気自動車については購入車のナンバープレートを含む全体写真）
- (4) 市税等の納付状況等の確認に係る同意書（他市町村から転入の場合は、居住していた市町村の納税証明書(世帯全員のもの)）
- (5) 太陽光発電システムに係る電力会社との受給契約書等の写し(蓄電池のみ)
- (6) 設備等の仕様が分かるパンフレット等
- (7) 自動車検査証の写し（電気自動車のみ）
- (8) 割賦販売により設備等を購入した場合は、その契約に係る書面の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

市税等の納付状況等の確認に係る同意書

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電話番号

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

私は、次の各号に掲げる情報について、南アルプス市エコライフ促進補助金交付要綱第5条の規定により、担当職員が市の関係課から個人情報等を確認することに同意します。

- （1）世帯に関する情報
- （2）世帯員の市税等の納付に関する情報
- （3）法人の場合は事業所に係る市税等の納付に関する情報

様式第3号（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

南アルプス市長



南アルプス市エコライフ促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のあった 年度南アルプス市エコライフ促進補助金の交付について適切と認め、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 条 件

- 南アルプス市エコライフ促進補助金交付要綱を遵守すること。
- 補助金の交付決定通知後は、速やかに南アルプス市エコライフ促進補助金交付請求書（様式第4号）を提出すること。
- 補助の目的に反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがある。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

(宛先)南アルプス市長

住 所

請求者 氏 名 ㊟

電話番号

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)

南アルプス市エコライフ促進補助金交付請求書

年 月 日付、 指令第 号で交付の通知があった 年
度南アルプス市エコライフ促進補助金を次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 _____ 円

2 振 込 先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義人
※ 銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 労働金庫	※ 本店 支店 支 所	※ (普通・当座)	(ふりがな) ()

※ 該当する方を○で囲ってください。

注) 口座名義人は請求者と同一のこと。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

申請者 千
住 所 南アルプス市
氏 名 印
電話番号

南アルプス市エコライフ促進補助金に係る財産処分届出書

年 月 日付南アルプス市指令 第 号で交付決定のあった南アルプス市エコライフ促進補助金交付事業に関する財産処分について、南アルプス市エコライフ促進補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 処分しようとする財産及びその理由

補助設備	電気自動車
処分の方法（該当項目に○）	処分の理由
1 売買 2 贈与 3 交換 4 廃棄 5 貸付け 6 抵当権の実行	

2 処分の時期 年 月 日 財産取得日からの期間 年 月

3 処分の条件（該当項目に○をし、その他の場合には理由を記入する。）

- 1 補助金を返納します。
- 2 その他 _____

添付書類：上記の記載内容を証明する書類

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

申請者 〒
住 所 南アルプス市
氏 名 印
電話番号

南アルプス市エコライフ促進補助金に係る財産処分報告書

年 月 日付南アルプス市指令 第 号で処分の承認を受けた
財産について、次のとおり処分したので報告します。

処分の方法	
処分が完了した日	年 月 日
備 考	

添付書類：上記の記載内容を証明する書類

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)